

【岡谷市内、諏訪市内、茅野市内、下諏訪町内、富士見町内、原村内の営業時間短縮等要請店舗対象】

令和3年8月13日時点

## 新型コロナウイルス拡大防止協力金事業について（予定）

長野県

### 1 概要

長野県からの要請（期間：8月16日（月）～8月26日（木））に応じて、営業時間の短縮等にご協力をいただき、4に掲げる要件に適合する事業者の皆様に、協力金を支給します。 ※「信州の安心なお店」については、特例措置がありますので『「信州の安心なお店 認証制度」認証店舗の時短要請期間中における営業の特例について』をご覧ください。

### 2 今後のスケジュール ご注意：要請期間を延長した場合は変更になります。

- （1）申請要項・様式公表 9月上旬（予定）（県HP掲載、県諏訪地域振興局等で配布）
- （2）申請期間・支給時期 未定（要項公表時にお知らせします。）

### 3 協力金の支給額

1店舗当たり2.5万円/日～7.5万円/日（11日間で27.5万円～82.5万円）とします。

※ 1日当りの支給額は、店舗の前年又は前々年の1日当りの売上高に0.3をかけて計算します。1日当りの売上高8万3,333円（税抜）以下の場合は支給額2.5万円/日、1日当たり25万円（税抜）以上の場合は支給額7.5万円/日とします。また、大企業（資本金5,000万円超かつ従業員50人超（カラオケ店、宿泊業は100人超））及び希望する中小企業の支給日額については、店舗の前年又は前々年の1日当りの売上高の減少額に0.4を掛けて計算します（上限あり）。計算方法の詳細は県ホームページ（裏面に記載）からご覧いただけます。

ご注意：やむを得ない事情により、営業時間短縮等を要請開始日から1日、あるいは2日遅れて開始した場合は、減額して支給します。なお、3日以上遅れて開始した場合は、協力金を支給できませんので予めご了承ください。

### 4 支給対象者

以下の要件を満たし、申請書類（詳細は後日発表）をご提出いただいた事業者

- （1）指定地域内にある店舗（施設）を管理し経営する事業者（代表者）であること

#### 提出書類（予定）

- 確定申告書類（写）、飲食店営業許可証（写）等
- 経理帳簿（直近及び協力金算定の基となる期間の月締め帳簿 等）
- 本人確認書類（個人事業者のみ：運転免許証（写）、健康保険証（写） 等）
- 預貯金の通帳（写）※口座番号、口座名義等を記載したページ

- （2）酒類を提供する飲食店（飲食専用施設）等において、既に、今回の要請の以前から、午後8時～翌日午前5時の時間帯に、日常的に夜間営業を行っていたこと

（通常午後8時までには閉店している店舗、宅配・テイクアウト専門店、露店型店舗、漫画喫茶、インターネットカフェ、宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する施設、キッチンカー形式の店舗には、営業時間短縮等の要請をしていませんので、ご注意ください。）

#### 提出書類（予定）

- 店舗名が入った施設の外景の写真、客席が写った施設の内景の写真 等
- 要請以前の営業時間が入った看板写真・メニュー（写）・HP画面（紙出力） 等
- 酒類の提供実態がわかるメニュー（写）・仕入伝票（写）・HP画面（紙出力） 等

- (3) 要請の以前から必要な許認可等を取得していること。役員及び従業員等が暴力団員等に該当しないこと。

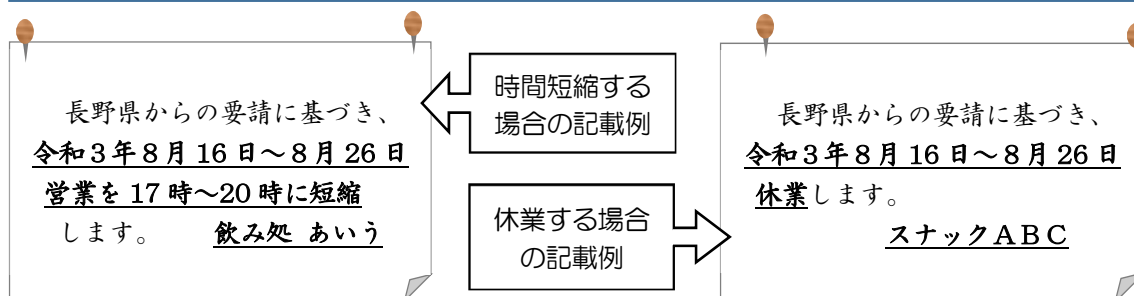
提出書類 ○誓約書（申請書を兼ねた専用様式）、 ○飲食店営業許可証（写）

- (4) 8月16日<sup>\*1</sup>から要請終了日までの全ての日、営業時間短縮<sup>\*2</sup>、又は休業を行い、そのことを店頭の貼り紙やホームページ掲載等で外部に周知していること（記載例参照）

※1 やむを得ない事情により、8月16日あるいは、8月16日及び17日に営業時間短縮等ができなかった場合も、8月18日以降の全ての日に実施していれば、減額の上、協力金を支給します。

※2 時間短縮の場合、店内で飲食したお客が、午後8時までに完全に退店している必要があります。

提出書類 ○営業時間の短縮等をお客に周知した貼り紙やHPの画面（紙出力）等  
【以下記載例】注：要請期間延長の場合は、貼り紙等に記載した終了日を修正してください。



- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナウイルス対策推進宣言」等の表示を行っていること。

- 右のいずれかのステッカー又はポスター（ポスターの場合は、店名及び取組内容を記載）を掲示した写真を提出以下のHP又は商工会議所・商工会にて入手ができます。※「信州の安心なお店」のステッカーは、別途申請手続きが必要になります。



[https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona\\_taisakusengen.html#download](https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#download)

- (6) その他の必要な要件は、申請要項で定めます。

## 5 お問い合わせ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| <要請内容について>     | 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室    |
| <協力金について>      | 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口    |
| <信州の安心なお店について> | 産業労働部 産業政策課 団体・サービス産業振興係 |

上記内容は予定です。最新の情報については、下記の県ホームページでお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2108suwakeniki.html>